

非婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除のみなし適用をする
所得税法改正を求める意見書

厚生労働省が実施した「平成 28 年国民生活基礎調査」において、相対的貧困率が 15.6%である一方、ひとり親家庭では 50.8%であり、ひとり親家庭の多くは経済的に困難な状況にある。

政府は、平成 30 年度から、ひとり親家庭等の自立支援の取り組みの一つとして、婚姻歴のない、いわゆる非婚のひとり親を対象に保育料の軽減や高等職業訓練給付金等の支給額算定等における「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用を実施することとしている。

しかし、その一方で、所得税法上において、「寡婦（寡夫）控除」は、非婚のひとり親には適用されておらず、婚姻歴の有無により所得税額が異なり、非婚のひとり親家庭の負担が相対的に大きい現状にある。

ひとり親が置かれている厳しい生活状況は、婚姻歴の有無によって、大きく異なるものではない。

政府においては、既に、非婚のひとり親に対し、所得税法上の「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用を 2019 年度税制改正で実施する見通しであるが、確実に非婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除のみなし適用をする所得税法改正を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）6 月 4 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）公明党、日本共産党及び改革所属議員全員並びに無所属

坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び
維新の党中山真一議員